

# 市長説明要旨

— 令和元年6月市議会定例会 —

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、6月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

### 【提出議案】

さて、今期定例会に願います議案ですが、専決処分の承認議案で「令和元年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算」1件、予算議案では「令和元年度四万十市一般会計補正予算」など2件、条例議案では「四万十市森林環境譲与税基金条例」など7件、その他の議案では「四万十市道路線の認定について」の1件の他、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問案3件、報告事項が4件となっています。

提出議案の詳細につきましては後程、副市長からご説明しますので、私からは平成30年度の決算概要、並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについてご報告いたします。

### 【決算概要】

はじめに平成30年度の決算概要です。数字は万円の概数で申し上げます。

◎まず一般会計は

歳入 206億7,832万円

歳出 205億2,841万円

収支は1億4,991万円の黒字ですが、令和元年度へ繰り越した事業の財源1億4,419万円を差し引くと、実質収支は572万円の黒字となり

ました。これは全額、減債基金に積み立てました。

◎次に特別会計です。

奥屋内へき地出張診療所会計は、394万円

下水道事業会計は、7億5,838万円

幡多公設地方卸売市場事業会計は、186万円

住宅新築資金等貸付事業会計は、55万円

鉄道経営助成基金会計は、8億2,420万円

農業集落排水事業会計は、6,530万円

幡多中央介護認定審査会会計は、850万円

園芸作物価格安定事業会計は、1,032万円

でいずれも歳入歳出同額です。

◎国民健康保険会計事業勘定は

歳入 39億1,741万円

歳出 38億8,095万円

差し引き3,646万円の黒字です。これは全額、財政調整基金に積み立てました。

◎国民健康保険会計診療施設勘定は

歳入 2億8,401万円

歳出 4億2,012万円

差し引き 1 億 3, 6 1 1 万円の赤字です。この赤字は専決処分  
令和元年度予算からの繰上充用により措置をしています。

◎後期高齢者医療会計は、

歳 入 5 億 3, 0 7 9 万円

歳 出 5 億 1, 8 5 8 万円

差し引き 1, 2 2 1 万円の黒字ですが、出納整理期間内の保険料収入による  
もので、全額を令和元年度へ繰り越し、後期高齢者医療広域連合に納付しま  
す。

◎と畜場会計は

歳 入 2 億 6, 0 8 6 万円

歳 出 2 億 3, 0 7 9 万円

差し引き 3, 0 0 7 万円の黒字です。これは全額、財政調整基金に積み立て  
ました。

◎介護保険会計保険事業勘定は

歳 入 4 0 億 4, 9 7 9 万円

歳 出 3 9 億 4, 3 3 9 万円

差し引き 1 億 6 4 0 万円の黒字ですが、全額を令和元年度へ繰り越し、主に  
介護給付費負担金などの精算による返還金の財源となります。

◎簡易水道事業会計は

歳入 7億1,004万円

歳出 7億 389万円

差し引き615万円の黒字ですが、全額元年度へ繰り越した事業の財源となります。

◎続いて企業会計です。まず水道事業会計は損益計算で

収益 4億8,498万円

費用 3億7,786万円

差し引き1億712万円の黒字です。また資本的収支は

収入 1億6,601万円

支出 3億9,594万円

差し引き2億2,993万円の不足で、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填しました。

◎病院事業会計は損益計算で

収益 17億2,342万円

費用 17億 286万円

差し引き2,056万円の黒字です。この結果、累積で24億1,819万円の未処理欠損金となり、全額翌年度への繰り越しとなりました。

また、資本的収支は

収 入 1 億 7, 0 3 9 万円

支 出 2 億 1, 8 3 3 万円

差し引き 4, 7 9 4 万円の不足を生じましたが、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

以上が平成 3 0 年度の決算概要です。

続きまして、3 月定例会以降における主要課題等への取り組みについてご報告いたします。

#### 【道路網の整備】

はじめに、道路網の整備についてです。

去る 3 月 2 9 日に、国土交通省より「一般国道 5 6 号大方四万十道路」の事業費を含めた今年度予算が正式に発表されました。これにより、一昨年「佐賀大方道路」に続き、未事業化区間として残っていた大方～四万十間約 8 km が正式に事業化され、四国横断自動車道の四万十町中央 I C から四万十 I C までの区間がつながることとなりました。

このことは、本市を含む幡多地域にとって、地域の発展のための大きな希望となるものであり、大変喜ばしいことであると同時に、本市の将来を見据えたまちづくりを待たずに進めていくための、号砲が正式にうち鳴らされたということでもあります。

これまで何度も述べてきましたように、人口減少・高齢化に対応した地域社会の形成と、民間投資を誘発し経済成長を実現するためには、まちづくりの骨格となる四国横断自動車道の整備は欠かすことができません。

今後とも、関係機関と連携を図りながら「窪川佐賀道路」、「佐賀大方道路」とあわせ、整備促進に係る要望活動に全力で取り組んでまいります。

また、これまでの道路整備により、各地で現れ始めた好影響を確かなものとするためにも、高速道路の延伸を見据えたまちづくりへの取組みが重要となってまいります。

そこで、都市計画マスタープランの基本方針に沿った「将来都市構造」を実現するため、現在「立地適正化計画」の策定に着手し、居住や都市機能の誘導施策を含むアクションプランについて検討しているところです。市にとって非常に重要な作業となりますので、官民で組織する「都市再生協議会」や庁内検討委員会において協議・検討を重ねるとともに、パブリックコメントを実施するなど市民の声も計画に反映していきたいと考えております。

#### 【沈下橋の修繕】

次に、沈下橋の修繕についてです。

市が修繕を進めております、四万十川本川にかかる沈下橋4橋のうち、岩間大橋と屋内大橋の修繕事業につきましては、本年度より国土交通省の補助事業である「大規模修繕更新事業」に採択されました。予算の個所付けが確実となる個別補助事業に採択されたことで、早期の供用再開に向けた修繕事業を進めていくことが可能となりました。

岩間大橋につきましては、昨年度当初に座屈・沈下した橋脚の撤去を行いました。水中部に残存しておりました鋼管杭の撤去及び既存橋脚鋼管内へのモルタル充填工事も今年5月末に終了し、今年秋からはいよいよ本格的な修復・修繕に向けた工事を開始いたします。また屋内大橋につきましても、橋桁の補強工事を進めてまいりますとともに、石積の修復につきましても文化庁補助事業により継続して実施いたします。

残る三里橋、勝間橋につきましては、調査・設計を今年度上半期に完了させたのち、橋脚の修繕に着手いたします。

沈下橋は、周辺住民の皆さまにとって重要な生活道路であるとともに、四万十川観光の重要な拠点となる施設です。一日も早い機能回復に向けて、重点的な取り組みを進めてまいります。

#### 【具同・入田堤防事業】

次に、具同・入田堤防事業についてです。

平成22年度より着手しておりました、具同・入田堤防事業が、この度、竣工を迎え6月2日に竣工式が執り行われました。

この事業は、赤鉄橋の上下流約1,240mの区間で、国土交通省と本市の合併事業により、堤防の拡幅と併せて市道改良を行なってまいりました。

より洪水に強い堤防が完成したことによる、治水安全度の向上はもとより、快適で安全に通行できる市道が整備されたことによって、地域の安心、安全度が高まるとともに、交通の利便性や住環境も大幅に向上したものと考えております。



また、この市道は、国道56号、321号から四万十川沿いへと導く観光道路としての機能も有しており、地域の活性化にもつながるものと考えております。

事業推進にあたり、ご協力いただきました地権者の皆様に心より感謝いたしますとともに、本工事にご尽力いただきました関係者の皆様に、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

### 【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設の整備についてです。

文化複合施設基本計画については、市民ワークショップでの意見や提案なども反映させた形で整備検討委員会からの提言書もいただき、最終の計画書をまとめることができました。特に、大ホールの客席数については、850～1,000席程度とし、交流スペースや他の諸室、大ホール内の舞台などにも悪影響を及ぼさないという前提において、出来るだけ多く確保するよう、基本設計の中で比較検討していくこととしました。

本年度予定している「基本設計」については、質の高い建築設計の策定を目指し、高い技術力と優れた設計体制や実績を有する優秀な業者に委託する必要性並びに市内企業育成の観点から、実績を有する大手企業と市内企業とで結成する「設計共同企業体」に請け負わせるものとし、「公募型プロポーザル方式」による選定手法を採用しました。

5月10日には参加表明書の提出を受けた代表企業枠9社及び市内企業枠4社の第一次審査を行い、①会社の業務実績、②担当技術者の資格や業務

実績、③参考見積額、④業務への取り組み意欲、⑤提案の的確性・実現性・独創性などを総合的に評価し、審査した結果、代表企業枠5社及び市内企業枠4社を選定し、代表企業枠の5社については、7月1日に開催予定の第二次審査への参加要請を通知したところです。

第二次審査では、技術提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行い特定者を選定する予定で、選定された代表企業枠の特定者は、市内企業枠4社の中から最適とされる1社以上を選考し「設計共同企業体」を結成することとしています。市は、結成された「設計共同企業体」を相手方として、7月末頃を目途に委託契約を締結する予定です。

一方、ソフト面では「管理運営基本計画」の策定に取り組んでおり、ハード・ソフト両面からより踏み込んだ準備作業を進めてまいります。

また、文化複合施設の建設に伴い、現在の中央公民館及び働く婦人の家を来年4月以降に解体する予定としており、解体に係る準備等の期間を踏まえ、本年12月末でこれらの施設を閉館させていただく予定としております。

よって、来年1月から文化複合施設完成予定の令和5年度までの約4年間は、その他の施設をご利用いただくなど、市民の皆様にはご不便をおかけすることとなりますがご理解をお願いいたします。

なお、これまで中央公民館及び働く婦人の家を利用し、活発に生涯学習活動を行ってこられている登録団体等の活動につきましては、その活動が停滞することがないように、代替施設の使用料などへの支援策を検討してまいります。

### 【新たな森林経営管理システム】

次に、「新たな森林経営管理システム」についてです。

当システムは、森林所有者へ適切な森林の経営管理を促すため、責務を明確化し、所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営体」に再委託し、林業経営に適さない森林については、市町村が管理するというものでございます。

森林環境譲与税は、未整備森林の整備を行うことで、温室ガスの削減効果の向上を始め、森林の持つ多面的機能の回復を図ることを目的とされております。

具体的には、市町村が行う間伐や林業の担い手育成事業費などにも活用できるようになっており、今年度は、主に森林所有者の意向を確認する作業に要する経費と林業の担い手育成支援事業費に活用する予定です。

森林環境譲与税の使途は、「公表すること」とされておりますので、その使途を明確化するとともに、適正に管理のうえ、有効に活用してまいります。

### 【地域おこし企業人交流プログラム】

次に、地域おこし企業人交流プログラムについてです。

本年4月から、総務省による本制度を活用し、ANA総合研究所より“地域おこし企業人”四万十市駐在員として職員1名を派遣いただいております。

この事業は、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地方圏へのひとの流れを創出することを目指し、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に

従事して、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開していくものです。

四万十市駐在員としてご活躍いただく期間中には、これまでに培われた経験やネットワークを活かして、観光振興や地域活性化のために、「情報発信に関すること」「旅行商品等の造成に関すること」「誘致宣伝活動に関すること」「受け入れ体制の整備に関すること」などに取り組んでいただくこととしており、「川とともに生きるまち 四万十市」を効果的・効率的に発信し、観光客の誘客や地域特産品の地産外商による地域経済の活性化を力強く推進していただけるものと考えております。

#### 【観光大使事業】

次に、観光大使事業についてです。

この事業は、本市の歴史、文化、自然、特産品等の魅力的な観光資源を広く周知し、観光客の誘致と観光振興のほか、本市のイメージアップやブランド力向上を図るために、本市に愛着を持つゆかりのある方や、地域振興及び観光振興に積極的に取り組んでいただける方に観光大使としてご協力をお願いしております。

このたび、4月13日に本市出身の日本体育大学男子柔道部監督の「田邊勝さん」と、ロンドンオリンピック柔道銀メダリストの「杉本美香さん」を、5月4日には、漫画家の「やくみつるさん」を観光大使に委嘱させていただきました。

今後は、それぞれが持たれている人脈や発信力を存分に発揮していただき、

本市の豊かな自然や歴史、文化、特産品等を広く発信するとともに、本市のイメージアップや観光振興に取り組んでいただけるものと確信しております。

加えて、田邊さんと杉本さんにおかれましては、2020年の東京オリンピックも目前となり、スポーツキャンプやスポーツの振興などにも、お力をお借りできるものと考えております。

また、やくさんにおかれましては、5月4日にトンボ自然公園で実施した「昆虫探しツアー」へも参加いただき、クイズや昆虫探しなどを通じて、参加した子供たちと四万十川の自然や生き物に触れるなど、委嘱初日から精力的に活動いただいています。

やくさんは、日本昆虫協会の副会長を務められるなど、無類の昆虫好きとしても知られており、四万十川学遊館やトンボ自然公園の魅力発信についても、今後多大なご協力をいただけるものと期待しております。

#### 【自然体験キャンペーン】

次に、本年2月1日より新たにスタートした観光キャンペーン「リョーマの休日 自然体験キャンペーン」についてです。

このキャンペーンは、平成29年度より開催してきた「志国高知幕末維新博」に引き続いて実施されるもので、その名の通り、高知ならではの雄大な自然、そして悠久の時間が刻んだ美しい景色や文化の中で、これまで磨き上げてきた歴史やグルメはもちろんのこと、アクティビティや体験プログラムを目一杯楽しんでもらおうというものです。

本市におきましても、全国的な知名度を誇る「四万十川」という強みを

活かして、食や歴史、文化に加えて、これまで以上に自然景観や体験などを前面に打ち出し、観光振興と地域活性化を図ることとしており、アウトドア関係の拠点である西土佐用井の「四万十ひろば」の整備を行い、食の魅力を発信する、その他の産業との連携を図りながら、四万十市でしか体験できない観光スタイルの確立を目指していきます。

また、国内外への効果的な情報発信と観光客の誘客のために、四万十川流域のカヌーや川遊びなどを盛り込んだ体験メニューパンフレットの作成などにも取り組んでまいります。

#### 【旧土豫銀行跡地の整備】

次に、旧土豫銀行跡地の整備についてです。

この事業は、市とまちづくり会社が協同で整備を行う官民連携事業として、旧土豫銀行跡地に商業コミュニティ施設を整備するものですが、これまでの基本設計、実施設計等の取り組みを経て、本年10月頃から施設本体工事に取り掛かる予定となっており、年度末の竣工、オープンをめざして引き続き取り組みを進めてまいります。

また、商店街、関係団体等で組織する「四万十市中心商店街活性化協議会」においては、この施設によって期待される集客効果を中心市街地に波及させるための具体的な取組みと、実施主体を明確にした「四万十市中心商店街活性化計画」を本年5月に策定し、実効的な施策を継続的に進めていく機運が高まっています。

この事業によって、これまでまちなかに乏しかったにぎわいの拠点が整備

され、商店街等がこの計画に位置づけた活性化の取り組みを主体的に実践していくことでまちの魅力や価値が高まり、県内外からの観光客をはじめ年々増加傾向にあるインバウンドを市街地へと取り込む大きな契機ともなります。

中心市街地を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、当該事業を基軸に中心市街地における回遊性と集客力向上の効果が最大限に発揮されるよう、官民が協働で取り組みを進め、地域外や日常の需要以外の新たな需要を取り込み、消費の喚起とにぎわいの創出につなげることにより、地域経済の再生・活性化を促進します。

#### 【自殺対策】

次に、自殺対策についてです。

平成28年に改正された自殺対策基本法において、市町村にも自殺対策計画の策定が義務付けられたことを受け、地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成31年3月に「四万十市自殺対策計画」を策定しました。本計画は、誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指すことを基本理念とし、本年度から5年間を計画期間としております。

全国における自殺者数は、平成24年に3万人を下回り、以降は減少傾向にありますが、人口10万人当たりの自殺者数に換算した「自殺死亡率」を見ると、本市の自殺死亡率は、国、県と比較して高い水準にあります。

個人が自ら命を絶つ状況に追い込まれるまでの過程には、経済・生活問題などの「生きることを阻害する要因」と「生きることを支える要因」があり、

この「生きることを阻害する要因」が上回った時、自殺のリスクが高まると考えられています。「自殺対策」は特別なことではなく、「生きることの包括的な支援」として、身近な気づきや相談から少しでもリスクを減らすことができるものとして捉え、住民・地域・行政それぞれができること、目指すことを基本計画に位置付けております。

計画の推進体制としましては、庁内外の関係者で組織する「四万十市自殺対策連絡会」を組織し、計画の進捗や現状の課題整理、相互連携を図ることとしております。

本市においては、これまでも啓発活動として講演会の開催や、当事者の抱えるSOSに気づき、耳を傾け、適切な機関につなげるきっかけとなる「ゲートキーパー」を地域の中で増やしていくための講座を開催するなど、取組みを行ってきたところではありますが、本計画の策定を機に、より地域の現状に沿った取組みの継続・発展に努め、市全体で「生きることを支える地域づくり」ができるよう取組みを進めてまいります。

#### 【ファミリーサポートセンター事業の開始】

次に、ファミリーサポートセンター事業についてです。

昨年度より、働きながら子育てできる環境を整備し、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業の準備を行ってまいりましたが、本年4月から名称を「しまんとファミリーサポートセンター」として、市立児童館内にセンターを設置しました。

現在は、センターに常駐している2名のアドバイザーが、依頼会員及び



援助会員の登録受付や会員相互のマッチング等を行っています。

実際の子どもの預かりの事業開始は7月からとしており、初日となる7月1日にはオープニングセレモニーを行う予定となっております。

また、県内市町村で初となる病児及び病後児の預かりを行うため、幡多医師会や幡多薬剤師会など関係機関の皆様のご協力のもと、今月下旬に12時間の実務講習を実施することとなっております、これにより7月の事業開始時から病児及び病後児の預かりが可能となります。

事業開始後におきましても、援助いただく会員の養成など、安定した事業が運営できるよう取り組んでいくとともに、引き続き関係機関と連携を持ちながら、事故のない体制づくりを維持し、安心、安全な子育て支援を行ってまいります。

#### 【愛育園・もみじ保育所統合】

次に、愛育園ともみじ保育所の統合についてです。

市街地にあります愛育園ともみじ保育所は、施設を移転、統合し新たな保育所として建設する方向で、今年の11月より建設予定地の近隣住民の皆様、統合予定の二つの保育所の保護者及び区長会との意見交換会等を重ねてまいりました。

また、5月16日には、保育所保護者、市内の公立・民間保育所関係者、地域の皆様など75名の方にご参加いただき、統合保育所の建設・運営について社会福祉法人等による「民設民営」を推進する旨の、市の方針を説明いたしました。

説明会では、敷地内での駐車場の確保や避難経路の確認などの子どもの安全確保、また、保育サービスへの期待、公立保育所と民間保育所それぞれの保育等について意見交換を図ることができました。会の中では、民設民営に対しご理解、ご賛同いただける意見もございましたが、保護者の皆様からは、民営となることへの不安など貴重なご意見、ご質問もお伺いすることができました。

子どもの健やかな成長と四万十市全体の保育水準の向上など子育て支援の拡充を図るためにも、地域や保護者の皆様にご理解いただけるよう、今後丁寧な説明を継続し、第2期四万十市保育計画に基づき、統合計画を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 【日本体育大学とのスポーツ等連携事業】

次に、日本体育大学とのスポーツ等連携事業についてです。

日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する連携事業」に係る協定締結の準備を進めてまいりましたが、大学側との日程調整等も整い、来る7月16日、松浪健四郎理事長始め具志堅幸司学長らが来市し、四万十市役所において連携事業協定を締結する運びとなりました。

日本体育大学は、スポーツを基軸に教育や健康・福祉等の分野を中心に数多くの優秀な人材を育成・輩出しており、協定書の締結により大学スポーツ界を牽引し、日本のみならず世界を目指す現役学生アスリートや指導者の派遣による、様々なスポーツ教室等の開催や、指導者の育成、市民の健康づくりや地域福祉の向上など、広く本市のスポーツなどの推進に寄与していた

だけのものと期待しています。

また、本市のスポーツ指導者を大学に派遣し、最先端の指導方法等を学んだりすることも可能となりますので、指導技術の向上につながるとともに、青少年の競技力向上にもその効果が期待できるものと考えています。

今後、具体的な事業内容については、大学側とも調整をしながら、本市にとってより効果的な事業展開が図れるよう進めてまいります。

### 【学校再編の取り組み】

最後に、学校再編の取り組みについてです。

学校再編については、平成29年6月13日に四万十市立小中学校再編検討委員会から、「望ましい教育環境のためには学校再編は必要」という旨の答申をいただき、教育委員会で計画（案）を策定の上、これまで地区説明会の開催や保護者アンケートの実施などに取り組んできたところです。

その上で、取り組みを通じて出されたご意見や、各校区の保護者の意向、また区長等地区住民との確認などを踏まえ、平成31年3月25日の臨時教育委員会において、第2次の四万十市立小中学校再編計画を決定しました。

決定内容は、中村地域の中学校について、令和4年4月を実施時期として2校に再編するとし、小学校については、再編実施時期は定めず当面存続させ、保護者や地域等から再編の要望があった場合に備え、枠組みのみを決定したものです。

なお、これまで学校再編の必要性に対して理解が得られるよう努めてきたところですが、中学校再編に合意の得られていない校区については、引き続

き学校再編の必要性に対する理解を求めていくこととしています。

今後は、保護者や再編当該校、教育委員会による学校再編準備委員会を立ち上げます。この準備委員会では、中村地域の中学校再編に関する事項を協議し、再編実施に向けたルールづくりと準備に取り組んでまいります。

以上で、平成30年度の決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについての報告を終わります。